

「日本原駐屯地における福利厚生施設（クリーニング店）に
係る経営業者の募集要領」

防衛省共済組合日本原支部

募集要領

1 概 要

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地に所在する日本原駐屯地において、組合員等の利便性を確保するため、クリーニング店の設置及び経営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (8) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (9) 経営に関して締結した協定、契約書等の内容を遵守できること。
- (10) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

3 設置施設の所在地及び名称

- (1) 所在地 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
- (2) 名 称 日本原駐屯地 厚生センター

4 業者説明会

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

- (1) 日 時 令和8年3月10日（火）午後1時から
- (2) 場 所 日本原駐屯地厚生センター（図書室）
- (3) 持参するもの 募集要領、仕様書、印鑑（認印可）

説明会に参加を希望される業者の方は、3月9日（月）午後3時まで（ただし、土・日・祝日は除く）に電話でご連絡下さい。

防衛省共済組合日本原支部（日本原駐屯地業務隊厚生科）担当 竹内、児島
電 話 0868-36-5151（内線398、384）

5 設置条件

(1) 設置場所

防衛省共済組合日本原支部が国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可を得た日本原駐屯地厚生センター内の施設

(2) 設置業種、店舗数

設置業種	設置場所	店舗数
クリーニング店	日本原駐屯地 厚生センター	1

(3) その他

別添「日本原駐屯地における福利厚生施設（クリーニング店）に係る経営業者の仕様書」のとおり。

6 募集手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、以下のとおり提出すること。

ア 提出書類

(イ) 申請書1部（別紙様式第1）

(ロ) 企画提案書8部（別紙様式第2）

次の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

a 主な利用料金表（別紙様式第3）

b 営業日及び営業時間

c 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

d 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

e 衛生管理方法

f クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

g 精算方法（レジ（現金）、電子マネー、プリペイドカード等）

h 陸上自衛隊日本原駐屯地における営業方針

i 災害発生時における対応方針

j その他のアピールポイント

(ハ) 企画提案書付属書類8部

企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）

(ニ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。なお提出された書類は返却しない。）

a 業務確約書（別紙様式第6）

b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、商業・法人登記簿謄本）

c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）

d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

e 会社概要（任意様式：パンフレット可）

f 印鑑証明書

g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し

h 誓約書、役員名簿（別紙様式第7、別紙様式第8）

注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒708-1393

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地

防衛省共済組合日本原支部（日本原駐屯地業務隊厚生科）担当 竹内、児島

電 話 0868-36-5151（内線398、384）

ウ 提出期限

令和8年3月23日（月）必着（郵送の場合は簡易書留に限る。）

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、機種別に業者数及び参入業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものを候補者とする。

なお、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途、指定する日時にくじを行い決定する。

8 決定日等

(1) 日 時

令和8年3月31日（火）午後1時予定

(2) 要 領

決定業者には防衛省共済組合日本原支部より電話にて連絡するとともに、日本原駐屯地厚生センター内掲示板に掲示する。

申 請 書

令和 年 月 日

防衛省共済組合日本原支部長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

TEL：

FAX：

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地に所在する日本原駐屯地において、クリーニング店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（2枚以内）

会社名：

a 主な利用料金表（別紙様式第3）
b 営業日及び営業時間 (a) 平日 営業時間： (b) 土曜日 営業： 有 ・ 無 営業時間： (c) 日祝日 営業： 有 ・ 無 営業時間：
c 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
d 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
e 衛生管理方法（200字以内）

f クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
(200字以内)

g 精算方法(レジ(現金)、電子マネー、プリペイドカード等) (200字以内)

h 陸上自衛隊日本原駐屯地における営業方針 (200字以内)

i 災害発生時における対応方針 (200字以内)

j その他のアピールポイント (200字以内)

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

防衛省共済組合日本原支部長 殿

「日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区における食堂等の設置及び経営の業務」の
応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

TEL：

FAX：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貴組合との契約に基づき使用する国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国又は防衛省共済組合日本原支部が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第1の3により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

- ※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力団不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- ※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省共済組合日本原支部長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏 名又は名 称

⑩

令和 年 月 日

簿 名 員 役

[illegible]